豊岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1　計画の位置づけ（改定の背景）

・新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、市町村行動計画を改定する。
・本計画は、行政に加え、医療機関、企業、学校、住民など社会の構成員が連携・協力し、平時からの準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策の実施に関する計画である。
・改定にあたっては、政府行動計画及び、県行動計画と整合性のある改定を行う必要がある。

【対策の目的】（旧計画から変更なし）

1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

2　改定の趣旨

【改定の趣旨】

・政府行動計画及び、県行動計画が10年ぶりに抜本的改定
・新型コロナ対応の検証結果を反映

【市としての主な改正点】

国及び、県行動計画に基づき、新型コロナ感染症の経験を踏まえ、実施体制の見直し等、具体的で実効性のある内容とする

→

幅広い感染症危機に対応できる社会を目指す

3　政府行動計画・県行動計画を踏まえた改定のポイント　(1)主な改定の内容

項目	旧計画	新計画
策定／改定	2015年(H27 年)3月策定	2026年(R8年) 6 月改定予定
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、それら以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実
発生段階 ⇩ 対策段階	【発生段階】 ①未発生期 ②海外発生期 ③県内発生早期 ④県内感染期 ⑤小康期	【対策段階】 ①準備期(平時) ②初動期 ③対応期 病原性やワクチン等の状況、感染症の変化等に応じて柔軟かつ機動的な対策の切り替えを実施。 国と県のリスク評価をもとに、市は現場の状況を踏まえ判断する。
平時の準備	未発生期の対応としての記載	対策段階を３期(準備期、初動期、対応期)とし、 **準備期(平時)の取り組みを充実**
複数の感染拡大への対応	比較的短期の収束が前提	複数の感染拡大への対応 対策の機動的切替え
対策項目	６項目 ①実施体制、②情報収集・提供・共有、③予防・まん延防止、④予防接種、⑤医療、⑥市民生活・経済の安定の確保	**７項目に変更し、内容を拡大** ①実施体制、②情報提供・共有、リスクコミュニケーション、③まん延防止、④ワクチン、⑤保健、⑥物資、⑦市民生活及び市民の社会経済の安定の確保 ※赤字項目が拡充及び、新規

4　対策項目ごとの主な取組(7項目)

①実施体制

〇実効的な対策を講じる体制を確保するため、平時から、県及び医療機関等との情報共有や実践的な訓練の実施等の取り組みを進め、連携体制を強化する。

〇有事の際、国や県からの情報に基づき、対策本部において対応方針を決定する。

準備期(平時)	初動期	対応期
1 市行動計画の作成 2 実践的な訓練の実施 3 体制整備・強化 4 関係機関との連携の強化	1 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置 1-1市連絡会議、市警戒本部会議の設置 2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 2-1市対策本部設置の検討。緊急事態宣言がされた時、市内及び近隣市町で発生が確認された場合は、自動設置 3 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	1 対策の実施体制 1-1現場からの意見を踏まえ、市対策本部で方針決定及び対策の実施 2 職員の派遣及び応援への対応 2-1県又は他市町に対しての派遣及び応援要請 3 必要な財政上の措置 4 緊急事態措置への対応 5 市対策本部の廃止

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション【拡充】

〇感染症危機においては、情報の錯綜、偏見及び差別等の発生、偽及び誤情報の流布の恐れがあることから、感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民等が適切に判断・行動できるようにする。

準備期(平時)	初動期	対応期
1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有 1-1感染対策等に関する啓発 1-2 偏見・差別等に関する啓発 1-3 偽・誤情報に関する啓発 2 新型インフルエンザ等発生時における情報共有・共有体制の整備等 1-1迅速かつ一体的な情報提供・ 共有の体制整備 1-2市と市民等との双方向のコミュニケーションの体制整備や取り組みの推進	1 迅速かつ一体的な情報提供・共有 (必要な情報や発生時に取るべき行動等の対策について、市民等の理解を深めるため分かりやすく情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う) 2 市と市民等との双方向のコミュニケーションの実施 3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	1 情報提供・共有 1-1迅速かつ一体的な情報提供・共有 (左記に加え、配慮が必要な方のニーズに合わせ、配慮を行いながら情報提供・共有) 1-2県と市の間における感染状況等の情報提供・共有 2 市と市民等との双方向のコミュニケーションの実施・継続 3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

※リスクコミュニケーションとは：リスク(危険)が存在することを関係者や市民に対して「何が危険か」、「どの程度危険か」、「どのように対処すればよいのか」を分かりやすく、効果的に共有し、理解・協力を得るプロセス

③まん延防止

〇感染拡大を可能な限り抑制し、市民生活及び市民の社会経済への影響を最小化するため、市は県と連携し、必要に応じてまん延防止対策を講じる。
〇病原体の性状、ワクチン及び治療薬等の普及・啓発の状況の変化に応じ、対策の切替えを機動的に行うことで、市民生活及び市民の社会経済に及ぼす影響が最小限となるよう取り組む。

準備期(平時)	初動期	対応期
1 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備の促進等 (広報周知、基本的な感染対策の普及・啓発) 2 有事に市民・事業者の協力を得るための理解促進	1 市内でのまん延防止対策の準備 1-1県が行う患者・濃厚接触者対応の確認等のまん延防止対策実施の準備に協力 2 業務継続計画に基づく対応の準備	1 まん延防止対策の内容 1-1 患者や濃厚接触者以外の市民に対する情報提供等 2 時期に応じたまん延防止対策の実施 2-1患者や濃厚接触者への対応、住民に対する要請、事業者や学校に対する要請等、県が実施するまん延防止対策に協力

④ワクチン【新】

〇科学的根拠に基づく正しい情報の提供を通じ、市民の理解を促進する。

〇医療機関、関係団体等と連携し、接種の具体的な実施方法の検討等の準備を進め、有事に円滑に接種を実施できる体制を構築する。

準備期(平時)	初動期	対応期
1 ワクチンの接種に必要な資材の準備 (資材の確保方法等の確認、実施時に速やかに確保する準備) 2 ワクチンの供給体制 3 接種体制の構築 3-1接種体制について、医師会等、医療関係者と連携 3-2特定接種及び住民接種の接種体制の構築 4 ワクチンの接種についての情報提供・共有 5 DXの推進	1 接種体制 1-1国の方針に基づいた接種体制の構築 1-2ワクチンの接種に必要な資材の確保 (準備期に必要と判断した資材の確保) 2 接種体制を構築するための医療従事者等の確保と準備 2-1特定接種及び住民接種の接種体制の調整	1 ワクチンや必要な資材の供給 2 接種体制 2-1特定接種 2-2住民接種 2-2-1予防接種の準備 2-2-2予防接種体制の構築 2-2-3接種の実施及び情報提供・共有 2-2-4接種体制の拡充 2-2-5接種記録の管理 3 ワクチンの安全性に係る情報の提供 3-1安全性に係る情報提供 4 健康被害救済 5 ワクチンの接種についての情報提供・共有 4-1特定接種に係る対応 4-2住民接種に係る対応

⑤保健【新】

〇県と連携して、感染症に係る情報を関係者と共有し、有事の際の迅速な情報提供及び共有の基盤づくりを行う。

〇県と連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

準備期（平時）～初動期	対応期
1 県の体制構築等への協力 2 県のリスクコミュニケーション等へ の協力	1 県が実施する健康観察及び生活支援への協力

⑥物資【新】

〇平時から医療機関等における感染症対策物資の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を実施する。

準備期(平時)	初動期	対応期
1　感染症対策物資等の備蓄等	1　感染症対策物資等の備蓄状況の確認 2　感染症対策物資等の円滑な供給に向けた準備	1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認 2 不足物資の供給等 3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

⑦市民生活及び市民の社会経済の安定の確保

〇平時から事業者や市民等に発生時に備えて必要な準備を行うよう働きかける。

〇有事には、準備期の対応方針に基づき、市民生活及び市民経済活動の安定を確保するための取り組みを行う。

また、市民生活及び市民の社会経済への影響を緩和するため、必要に応じた支援を行う。

準備期(平時)	初動期	対応期
1 情報共有体制の整備 2 支援の実施に係る仕組みの整備 3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備 4 物資及び資材の備蓄等 5 生活支援を要する者への支援等の準備 6 火葬体制の構築	1 事業継続に向けた準備等の勧奨 2 遺体の火葬・安置	1 市民生活の安定の確保を対象とした対応 1-1心身への影響に関する施策 1-2生活支援を要する者への支援 1-3教育及び学びの継続に関する支援 1-4 生活関連物資等の価格の安定等 1-5埋葬・火葬の特例等 2 社会経済の安定の確保を対象とした対応 2-1事業者に対する支援 2-2市民生活及び社会経済の安定に関する措置